

## 小田原市地域防災計画の改正に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市地域防災計画の改正
政策等の案の公表の日	平成27年4月1日(水)
意見提出期間	平成27年4月1日(水)から平成27年4月30日(木)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、市ホームページ)

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	13件(1人)
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人

無効な意見提出	0人
---------	----

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	1
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	7
C	今後の検討のために参考とするもの	5
D	その他(質問など)	0

〈具体的な内容〉

意見番号	新旧対照表頁	修正案該当頁	ご意見	区分	ご意見に対する考え方
1	18	第3章 第3節 第2 2(2) (地震3-6)	感震ブレーカー設置等を普及啓発するために補助金額支給を検討してください。既に横浜では補助金支給を実施していますが、申請件数はまだ多くありません。政府も感震ブレーカーの設置率を上げる取組みをしていますので、今後は増えて行くと思われます。	B	感震ブレーカーの設置の普及啓発について、本改正で一部修正をしました。補助金制度については、今後他市の状況等を参考に補助金の有効性等について研究してまいります。
2	19	第3章 第5節 第1 地震3-10)	災害時に混乱をきたさないような避難場所の設定をしてください。切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所を一括りに広域避難所とすると混乱します。東日本大震災でも津波の時に広域避難場所に逃げて大勢の方がなくなりました。小田原も海岸に近い広域避難所があるので災害種別に応じた指定が必要です。 災害対策基本法等によると安全区域外にある学校施設では屋上は緊急避難場所にはなりえるが避難所にはなりません。(津波発生時) なお、広域避難所の名称は一般的に使われておりません。(指定避難所です)	B	指定避難所については、災害時に滞在する場所として、小学校を広域避難所、中学校を広域避難所2次施設として指定しています。指定緊急避難場所については、危険から逃れるための避難場所として、異常現象の種類ごとに指定しています。沿岸の小学校は津波一時避難施設にも指定されていますので、津波避難で沿岸の小学校の校舎等に避難した方については、津波の危険がなくなった時点で屋内運動場等に移動していただくことになります。 広域避難所という名称については、本市において以前から住民に広く周知されているため、今後も併記し使用してまいります。
3	29	第3章 第16節 第1 (地震3-30)	改正について記載されているコメントと具体的な変更内容が違いますので、次のように変更を検討してください。 より細分化された地区レベルの自発的な防災活動を推進するため自主防災組織作り地区内の居住者が共同で行う防災活動に関する計画(地区防災計画)の素案を作成し市の防災計画に定めることが提案できます。	B	災害対策基本法に定める「地区防災計画」の説明については、ご意見の内容のとおり、用語集に記載しています。本改正では、地区防災計画の作成を支援する旨、記載するものと考えております。
4	6	第1章 第5節 第1 (地震1-15) 他	要配慮者と避難行動支援者の2つの名称に整理され避難行動要支援者の名簿は自治会長に開示されていますが、要配慮者の名簿は見当たりません。修正案は2つの名称が混同して使われているようにも思えます。たとえば、P50-P52に記載されている要配慮者は避難行動要支援者のことと思えますので確認ください。	A	本計画において要配慮者のうち、「高齢者、障がい者、その他必要と認める者」を避難行動要支援者とし、名簿の作成について記載していますが、要配慮者の名簿の作成は計画しておりません。P50-52については要配慮者についての記載になりますが、ご意見を踏まえ用語解説を修正しました。
5		第4章 第2節 第2 (地震4-22)	仮設救護所をあらかじめ指定すると思いますが何か所どこに設置されますか。災害時に負傷者を救護所へ運ぶのが困難な場合も考えられますので、診療可能な病院を確認できる方法を検討ください。対応方法が第3章第1節第2に記載されていますが、パソコンでの情報入手が主体です。電気が使えない	B	仮設救護所にあっては、災害の規模、被害状況に応じ、広域避難所(小学校25校)のうち必要箇所を設置します。 災害時の情報については、防災行政無線のほか、ホームページ、メールマガジン、ツイッター等により、広域避難所を拠点に情報提供を行います。ま

意見番号	新旧対照表頁	修正案該当頁	ご意見	区分	ご意見に対する考え方
			場合も考えられますのでその場合のことも検討ください。		た、停電時に備え、発電機を各広域避難所に備蓄しています。
6		第3章 第5節 第3 (地震3-10)	地震3-10 第3に“神奈川県避難所マニュアル策定指針”をもとにとありますが、神奈川県のホームページで確認できませんでした。避難所の運営に関して地域防災計画から外し、個別に避難所運営マニュアルとして独立して作成し、住民に HUG 等で訓練する必要があります。	C	「神奈川県避難所マニュアル策定指針」については、県ホームページでは公開されていません。本市では、各広域避難所ごとに広域避難所運営委員会を設置し、地域ごとに避難所運営マニュアルを作成し、地域で行われる防災訓練等で検証を行っています。HUG 等についても今後周知を図ってまいります。
7		全般	防災に関して住民を啓蒙するためわかりやすいホームページの制作を至急検討してください。現在のままでは、一般の市民は市のホームページを見ません。国または神奈川県の防災計画の方針をそのまま記載しているように思われ、具体的にどのように実施していくのか不明です。地震・津波等の災害に対する啓蒙情報が何もありません。	C	ご意見を今後の参考にさせていただきます。
8		全般	自主防災組織をきちんと機能するよう指導することが必要。小田原市主催で、少なくとも半年に1回、地域防災リーダー育成のトレーニングを実施する必要があります。小田原市の Web に載せて広くリーダー以外の市民に働きかける必要があります。関心がある人は大勢いると思われます。 高齢化が進み昼間は女性とお年寄りになりますので中学校と協力しての中学生が参加する防災訓練の促進を図ってください。	C	本市においては、年2回、防災リーダー研修会を行っており、知識並びに技術の向上を図っています。また中学生については、市主催の防災訓練や地域で行われる防災訓練に参加協力をいただくよう啓発を行っており、引き続き取り組んでまいります。
9		第1章 第3節 第1(2) (地震1-8)	今年2月に神奈川県が津波の被害想定を見直しております。それによると小田原の国府津から早川までの最大津波は8mを超えています。それを前提に被害想定の見直しが必要です。沿岸地域に住んでいる住民に対して津波避難訓練を積極的に推進する必要があります。	C	県の津波予測の見直しを踏まえ、改めて、今後県と調整しながら、津波避難訓練の充実など、対策について検討してまいります。
10		第3章 第5節 第1 (地震3-10)	指定緊急避難場所及び指定避難所の施設に関する表示方法の検討 災害種別ごとに全階使用可能、3階以上使用可能を記載 施設名 所在地 電話番号 指定緊急避難場所 指定避難所(種別ごと)	B	本計画の資料編において、異常現象の種類ごとに避難所等施設に関する情報について、必要な項目を記載しています。このほか、防災マップの作成配布、看板等の設置等により周知を図っています。
11		第4章 第4節 第3 (地震4-42)	身元の判明した遺体を遺族に引き渡すとありますが、大災害で大勢の方がなくなった場合は火葬所がパンクして処理できないと思われます。その場合の対応策を検討しておいてください。	B	市単独での火葬が困難な場合は、「神奈川県広域火葬計画」による広域火葬応援体制に基づき、火葬を実施することとしています。
12		第4章 第5節	避難所の被災者の数によって調達した食糧・飲料水・生活必需品を配布す	B	市は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、避難所以外にいる在宅被災

意見 番号	新旧対 照表頁	修正案 該当頁	ご意見	区分	ご意見に対する考え方
		(地震 4-45)	<p>るようになっていますが、避難所に入っていない被災者も多数出る場合も想定されます。その被災者にも配布できるようルールの検討をお願いします。避難所には入れるのは住居が破壊された等で、住めなくなった場合なので家が壊れてなくても、食料等がない場合も考えられます。</p>		<p>者等への給食・給水・物資配給等の実施に努めます。</p>
13		全般	<p>現在、交番、学校を含む公共施設、さがみ信金ほか大手企業に AED が設置されていますが、24 時間利用できるよう大手コンビニと AED 設置を交渉してください。</p>	C	<p>公共施設の AED については、「AED の適正設置に係るガイドライン（厚生労働省）」に基づき、不特定多数の市民が利用する施設やスポーツ施設等に設置しています。</p> <p>民間の事業所については、各事業者の考え方や必要性に基づき設置が進められていることから、市では事業所等の AED 設置情報の把握に努め、市民への周知に努めています。今回の御提案につきましては、今後の AED の配置等の参考とさせていただきます。</p>